

北九州市  
建設工事総合評価落札方式  
ガイドライン

※ 変更箇所のみの抜粋版

2023年 4月  
北九州市 技術監理局

## (4) 評価項目・配点

令和4年度 ガイドライン

評価タイプごとの評価項目・配点は、以下の表を基本とします。

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	評価タイプ別 配点		
				簡易型	標準型	WTO型
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	5 (3~10※)	10~13	10~15
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○		5~10	10~30
技術力の評価	企業の技術力	③ 過去の工事成績	○	2	2	
		④ 過去の同種工事实績	○	1	1	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1	1	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5	0.5	
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1	1	
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3	3	
		⑨ 過去の同種工事实績	○	2	2	2
建設業 の 育成材 の	⑩ 有資格者の長期雇用	○	0.5	0.5		
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	0.5		
	⑫ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	1.5	1.5	
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	2	2		
	⑭ 働き方改革（ICT活用・週休2日）	○	0.5	0.5		
地元貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	1		
	⑯ 本社・主たる営業所の所在地	○	1	1		
	⑰ JV 構成員としての地元企業参加	○			1	
	⑱ 資材等の調達【★市外大手企業参加の場合】	★	0.5	0.5	0.5	
市の施策への協力	⑲ 北九州 SDGs 登録制度の登録	○	0.5	0.5		
	⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	△	各0.5点 上限2点  ※最大 4項目 まで 選択可	各0.5点 上限2点  ※最大 4項目 まで 選択可		
	㉑ 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み	△				
	㉒ 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況	△				
	㉓ 児童養護施設等の新卒者の雇用状況	△				
	㉔ 環境負荷軽減（ISO14001、ISO26000等）	△				
	㉕ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△				
㉖ その他北九州市の施策への協力	△					
その他	㉗ 総合評価落札方式の受注件数	○	1	1		
	㉘ 減点項目（指名停止等による減点）	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数			
合 計				26.0 (24.0~ 31.5)	36.5 ~ 44.5	27.0 ~ 52.0

※ 工事特性により、設問数を増減することが出来る。

## (4) 評価項目・配点

令和5年度 ガイドライン

評価タイプごとの評価項目・配点は、以下の表を基本とします。

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	評価タイプ別 配点		
				簡易型	標準型	WTO型
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	5 (3~10※)	10~13	10~15
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○		5~10	10~30
技術力の評価	企業の技術力	③ 過去の工事成績	○	2	2	
		④ 過去の同種工事实績	○	1	1	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1	1	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5	0.5	
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1	1	
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3	3	
		⑨ 過去の同種工事实績	○	2	2	2
建設業 の 育成材 の	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	1.5	1.5	
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	0.5		
	⑫ 有資格者の長期雇用	○	0.5	0.5		
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	2	2		
	⑭ 働き方改革 (CCUS活用・ICT活用等)	○	0.5	0.5		
地元貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	1		
	⑯ 本社・主たる営業所の所在地	○	1	1		
	⑰ JV 構成員としての地元企業参加	○			1	
	⑱ 資材等の調達【★市外大手企業参加の場合】	★	0.5	0.5	0.5	
市の施策への協力	⑲ 北九州 SDGs 登録制度の登録	○	0.5	0.5		
	⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	△	各 0.5 点 上限 2 点  ※最大 4項目 まで 選択可	各 0.5 点 上限 2 点  ※最大 4項目 まで 選択可		
	㉑ 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み	△				
	㉒ 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況	△				
	㉓ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	△				
	㉔ 環境負荷軽減 (ISO14001、17773) 21 他)	△				
	㉕ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△				
㉖ その他北九州市の施策への協力	△					
その他	㉗ 総合評価落札方式の受注件数	○	2	2		
	㉘ 減点項目 (指名停止等による減点)	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数			
合 計				27.0 (25.0~ 32.5)	37.5 ~ 45.5	27.0 ~ 52.0

※ 工事特性により、設問数を増減することが出来る。

## ① 簡易型

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	配点
技術提案 の 評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	5 (3~10※)
技術力の評価	企業の技術力	③ 過去の工事成績	○	2
		④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3
⑨ 過去の同種工事实績		○	2	
建設業 の 育成材 の	⑩ 有資格者の長期雇用	○	0.5	
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	
	⑫ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	2	
	⑭ 働き方改革（ICT活用・週休2日）	○	0.5	
地元貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	
	⑯ 本社・主たる営業所の所在地	○	1	
	⑰ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	0.5	
市の 施策 への 協力	⑱ 北九州 SDGs 登録制度の登録	○	0.5	
	⑲ 障害者・難病患者の雇用状況	△	各0.5点 上限2点  ※最大 4項目 まで 選択可	
	⑲ 子育て支援・男女共同参画・ 女性活躍推進の取り組み	△		
	⑲ 協力雇用主としての雇用状況・ 暴力団から離脱した者の雇用状況	△		
	⑲ 児童養護施設等の新卒者の雇用状況	△		
	⑲ 環境負荷軽減（ISO14001、I77777 21 他）	△		
	⑲ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△		
⑲ その他北九州市の施策への協力	△			
その他	⑲ 総合評価落札方式の受注件数	○	1	
	⑲ 減点項目（指名停止等による減点）	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数	
合 計				26.0 (24.0~31.5)

## ① 簡易型

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	配点
技術提案 の 評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	5 (3~10※)
技術力の 評価	企業の 技術力	③ 過去の工事成績	○	2
		④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3
⑨ 過去の同種工事实績		○	2	
建設業 の 人材 の 育成	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	
	⑫ 有資格者の長期雇用	○	0.5	
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	2	
	⑭ 働き方改革 (CCUS活用・ICT活用・週休2日)	○	0.5	
地元 貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	
	⑯ 本社・主たる営業所の所在地	○	1	
	⑰ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	0.5	
市の 施策 への 協力	⑱ 北九州 SDGs 登録制度の登録	○	0.5	
	⑲ 障害者・難病患者の雇用状況	△	各0.5点 上限2点  【※最大 4項目 まで 選択可】	
	⑲ 子育て支援・男女共同参画・ 女性活躍推進の取り組み	△		
	⑲ 協力雇用主としての雇用状況・ 暴力団から離脱した者の雇用状況	△		
	⑲ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	△		
	⑲ 環境負荷軽減 (ISO14001、I77777) 21 他)	△		
	⑲ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△		
⑲ その他北九州市の施策への協力	△			
その他	⑲ 総合評価落札方式の受注件数	○	2	
	⑲ 減点項目 (指名停止等による減点)	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数	
合 計				27.0 (25.0~32.5)

## ② 標準型

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	10~13
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○	5~10
技術力の評価	企業の技術力	③ 過去の工事成績	○	2
		④ 過去の同種工事成績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3
⑨ 過去の同種工事成績		○	2	
建設業・ の 人材の 育成	⑩ 有資格者の長期雇用	○	0.5	
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	
	⑫ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	2	
	⑭ 働き方改革（ICT活用・週休2日）	○	0.5	
地元貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	
	⑯ 本社・主たる営業所の所在地	○	1	
	⑰ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	0.5	
市の 施策 への 協力	⑲ 北九州 SDGs 登録制度の登録	○	0.5	
	⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	△	各0.5点 上限2点  【※最大 4項目 まで 選択可】	
	㉑ 子育て支援・男女共同参画・ 女性活躍推進の取り組み	△		
	㉒ 協力雇用主としての雇用状況・ 暴力団から離脱した者の雇用状況	△		
	㉓ 児童養護施設等の新卒者の雇用状況	△		
	㉔ 環境負荷軽減（ISO14001、ISO26000 21 他）	△		
	㉕ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△		
㉖ その他北九州市の施策への協力	△			
その他	㉗ 総合評価落札方式の受注件数	○	1	
	㉘ 減点項目（指名停止等による減点）	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数	
合 計				36.5 ~ 44.5

## ② 標準型

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	10~13
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○	5~10
技術力の 評価	企業の 技術力	③ 過去の工事成績	○	2
		④ 過去の同種工事成績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
		⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5
		⑦ 安全対策優秀表彰の実績	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑧ 過去の工事成績	○	3
⑨ 過去の同種工事成績		○	2	
建設業 の 人材 の 育成	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5	
	⑪ 技術者の新規資格取得	○	0.5	
	⑫ 有資格者の長期雇用	○	0.5	
	⑬ 若年者雇用の新規・継続	○	2	
	⑭ 働き方改革 (CCUS活用・ICT活用・週休2日)	○	0.5	
地元 貢献	⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	1	
	⑯ 本社・主たる営業所の所在地	○	1	
	⑰ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】	★	0.5	
市の 施策 への 協力	⑲ 北九州 SDGs 登録制度の登録	○	0.5	
	⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	△	各0.5点 上限2点  【※最大 4項目 まで 選択可】	
	㉑ 子育て支援・男女共同参画・ 女性活躍推進の取り組み	△		
	㉒ 協力雇用主としての雇用状況・ 暴力団から離脱した者の雇用状況	△		
	㉓ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	△		
	㉔ 環境負荷軽減 (ISO14001、ISO26000 21 他)	△		
	㉕ 北九州市消防団協力事業所の認定状況	△		
㉖ その他北九州市の施策への協力	△			
その他	㉗ 総合評価落札方式の受注件数	○	2	
	㉘ 減点項目 (指名停止等による減点)	○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数	
合 計				37.5 ~ 45.5

③ WTO型

令和4年度 ガイドライン

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	10~15
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○	10~30
技術力の 評価	企業の 技術力	④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑨ 過去の同種工事实績	○	2
建設業の人材の 確保・育成		⑫ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5
地元貢献	⑰ JV構成員としての地元企業参加		○	1
	⑱ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】		★	0.5
合 計				27.0 ~ 52.0



### ③ WTO型

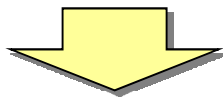
令和5年度 ガイドライン

評価区分		評価項目	必須:○ 選択:△	配点
技術提案 の評価	施工計画	① 施工計画に関する所見	○	10~15
	特定テーマ	② 特定テーマに関する所見	○	10~30
技術力の 評価	企業の 技術力	④ 過去の同種工事实績	○	1
		⑤ ISO9001の認証	○	1
	配置予定 技術者の 技術力	⑨ 過去の同種工事实績	○	2
建設業の人材の 確保・育成		⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	○	1.5
地元貢献	⑰ JV構成員としての地元企業参加		○	1
	⑱ 資材等の調達 【★ 市外大手企業参加の場合】		★	0.5
合 計				27.0 ~ 52.0

## (5) 評価基準

### ⑦安全対策優秀表彰の実績

評価区	評価分	評価項目	評価内容	評価基準
技術力の評価	企業の技術力	⑦ 安全対策優秀表彰の実績	過去5年の北九州市発注工事における安全対策優秀表彰の実績の有無(※4)	表彰実績がある場合=1点(



評価区	評価分	評価項目	評価内容	評価基準
技術力の評価	企業の技術力	⑦ 安全対策優秀表彰の実績	過去5年の北九州市発注工事における安全対策優秀表彰の実績の有無(※4)	表彰実績がある場合=1点(※5)

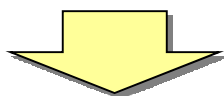
※5 「⑦ 安全対策優秀表彰の実績」について、公衆損害事故や工事関係者事故に伴う「指名停止」「文書警告」の措置を受けた企業は、その通知日以前に受けた表彰(「文書警告」の場合は同一工種のみ)は評価しないものとする。

配置予定技術者の技術力

評価区	評価分	評価項目	評価内容	評価基準
技術力の評価	配置予定技術者の技術力(※1)	⑧ 過去の工事成績(配置予定技術者)	主任(監理)技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、または現場代理人として従事した(※2)、過去10年の本市・北九州市立病院機構・旧北九州市道路公社発注の工事(※3)における、工事成績評定の点数に応じて加点(3件)	工事1件につき、 ① 評定点80点以上=1点 ② 評定点77点以上 80点未満=0.75点 ③ 評定点74点以上 77点未満=0.5点 ④ 評定点70点以上 74点未満=0.25点
		⑨ 過去の同種工事实績(配置予定技術者)	主任(監理)技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、または現場代理人として従事した(※2)、過去10年の本市・北九州市立病院機構・旧北九州市道路公社発注(※4)の同種工事(※5)における、工事経験の有無に応じて加点(2件)	工事1件につき、同種工事の工事経験がある場合=1点

※1 配置予定技術者は、競争入札参加資格申請書に記載した配置予定技術者のうちから記載すること。

なお、別途総合評価落札方式で受注した工事において、真にやむを得ない理由で配置予定技術者の変更が行われた場合、その工事期間中は、その工事で配置される予定であった技術者の評価は行わない。

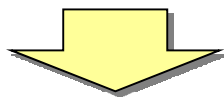


※1 配置予定技術者は、競争入札参加資格申請書に記載した配置予定技術者のうちから記載すること。

なお、別途総合評価落札方式で受注した工事において、真にやむを得ない理由で配置予定技術者の変更等が行われた場合、その工事期間中は、その工事で配置される予定であった技術者の評価は行わない。

建設業の人材の確保・育成

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑩有資格者の長期雇用	当該工種に必要な監理技術者証を長期間保有し、かつ、長期に雇用されている技術者がいる場合	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、以下の2つの要件を満たす技術者を雇用している場合=0.5点 ① 当該工事に必要な監理技術者証の保有期間が10年以上の場合 ② 企業の在籍期間が10年以上の場合
	⑫若手技術者・女性技術者の配置	若手技術者・女性技術者の専任配置の有無(※1)	次のいずれかの要件を満たす場合=1.5点 ① 現場代理人または担当技術者として、競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、35歳以下の若手技術者を専任配置する場合 ② 現場代理人または担当技術者として、女性技術者を専任配置する場合



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑩ 若手技術者・女性技術者の配置	若手技術者・女性技術者の専任配置の有無(※1)	<p>次のいずれかの要件を満たす場合=1.5点</p> <p>① 現場代理人または担当技術者として、競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、35歳以下の若手技術者を専任配置する場合</p> <p>② 現場代理人または担当技術者として、女性技術者を専任配置する場合</p>
	⑫有資格者の長期雇用	当該工種に必要な監理技術者証を長期間保有し、かつ、長期に雇用されている技術者がいる場合	<p>競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、以下の2つの要件を満たす技術者を雇用している場合=0.5点</p> <p>① 当該工事に必要な監理技術者証の保有期間が10年以上の場合</p> <p>② 企業の在籍期間が10年以上の場合</p>

⑪ 技術者の新規資格取得

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑪ 技術者の新規資格取得	雇用している技術者が新たに資格（別表1、2）を取得した場合	① 雇用している技術者が、令和3（2021）年4月1日以降に次頁別表1の資格を取得した場合＝0.5点 ② 上記の条件を満たしておらず、雇用している技術者が、令和3（2021）年4月1日以降に次頁別表2の資格を取得した場合＝0.1点

別表1 技術者の新規資格取得に係る評価対象一覧（0.5点加点対象）

評価対象資格
1級建設機械施工(管理)技士
1級土木施工管理技士
1級建築施工管理技士
1級電気工事施工管理技士
1級電気通信工事施工管理技士
1級管工事施工管理技士
1級造園施工管理技士
1級建築士
技術士
1級舗装施工管理技術者

別表2 技術者の新規資格取得に係る評価対象一覧（0.1点加点対象）

評価対象資格
2級建設機械施工(管理)技士
2級土木施工管理技士
2級建築施工管理技士
2級電気工事施工管理技士
2級電気通信工事施工管理技士
2級管工事施工管理技士
2級造園施工管理技士
2級建築士
技術士補
2級舗装施工管理技術者

別表1 技術者の新規資格取得に係る評価対象一覧（0.5点加点対象）

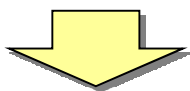
評価対象資格
1級建設機械施工 <b>管理</b> 技士
1級土木施工管理技士
1級建築施工管理技士
1級電気工事施工管理技士
1級電気通信工事施工管理技士
1級管工事施工管理技士
1級造園施工管理技士
1級建築士
技術士
1級舗装施工管理技術者 <sup>※</sup>

別表2 技術者の新規資格取得に係る評価対象一覧（0.1点加点対象）

評価対象資格
2級建設機械施工 <b>管理</b> 技士
2級土木施工管理技士
2級建築施工管理技士
2級電気工事施工管理技士
2級電気通信工事施工管理技士
2級管工事施工管理技士
2級造園施工管理技士
2級建築士
技術士補
2級舗装施工管理技術者 <sup>※</sup>

⑭ 働き方改革（CCUSの活用・ICT活用・週休2日）

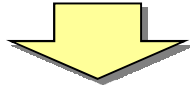
評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑭ 働き方改革（ICT活用・週休2日）	ICT活用・週休2日工事実績の有無	次のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 ① ICT活用工事を実施したことがある ② 週休2日工事を実施したことがある



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
建設業の人材の確保・育成	⑭ 働き方改革（CCUSの活用・ICT活用・週休2日）	建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録の有無 又は ICT活用・週休2日工事実績の有無	次のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 ① 建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録している ② 同種工事でICT活用工事を実施したことがある ③ 週休2日工事(4週8休)を実施したことがある ※ 重複して加点は行わない

⑳ 障害者・難病患者の雇用状況

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
【★ 上限2点 最大4項目】 市の施策への協力	⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	障害者・難病患者の雇用の有無	次のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 ① 労働者数 43.5 人以上の場合： 障害者雇用率 2.3%を超えるもの ② 労働者数 43.5 人未満の場合： 障害者を 1 人以上雇用 ③ 難病法に規定する指定難病の支給認定を受けた患者を雇用し在籍期間 3か月以上

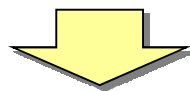


評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
【★ 上限2点 最大4項目】 市の施策への協力	⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	障害者・難病患者の雇用の有無	次のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 ① 労働者数 43.5 人以上の場合： 障害者雇用率 2.3%を超えるもの ② 労働者数 43.5 人未満の場合： 障害者を 1 人以上雇用 (※) ③ 難病法に規定する指定難病の支給認定を受けた患者を 1 人以上雇用 (※)

※ 週所定労働時間が 20 時間以上の者の在籍期間が 3か月以上のこと



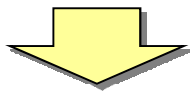
評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
<p>【★ 上限2点 最大4項目】</p> <p>市の施策への協力</p>	<p>②1 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み</p>	<p>「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰等の有無」 又は 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無」 又は 「福岡県子育て応援宣言等の登録の有無」 又は 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無」</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす場合=0.5点</p> <p>① 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰等、市から子育て支援・男女共同参画に関する表彰を受けている</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、厚生労働大臣の認定(くるみん等)を受けている</p> <p>③ 常用雇用者数が100人以下で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みである</p> <p>④ 福岡県子育て応援宣言等、女性活躍への積極的な取り組みについて行動宣言が登録されている</p> <p>⑤ 女性活躍推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、厚生労働大臣の認定(えるぼし等)を受けている</p> <p>⑥ 常用雇用者数が300人以下で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みである</p>



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
<p>【★上限2点 最大4項目】</p> <p>市の施策への協力</p>	<p>②1 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み</p>	<p>「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰等」の有無」          又は          「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無」          又は          「福岡県子育て応援宣言等の登録の有無」          又は          「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無」</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点</p> <p>① 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰等、市から子育て支援・男女共同参画に関する表彰を受けている</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、厚生労働大臣の認定(くるみん等)を受けている</p> <p>③ 常用雇用者数が100人以下で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みである</p> <p>④ 福岡県子育て応援宣言等、女性活躍への積極的な取り組みについて行動宣言が登録されている</p> <p>⑤ 女性活躍推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、厚生労働大臣の認定(えるほし等)を受けている</p> <p>⑥ 常用雇用者数が100人以下で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みである</p>

② 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況

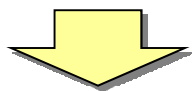
評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
<p>市の施策への協力</p> <p>【★ 上限2点 最大4項目】</p>	<p>② 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況</p>	<p>「協力雇用主としての雇用実績の有無」 又は 「暴力団から離脱した者の雇用状況の有無」</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす場合=0.5点</p> <p>① 協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</p> <p>② 協賛企業として、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（暴追センター）に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労支援を行った暴力団離脱者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</p>



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
<p>市の施策への協力</p> <p>【★ 上限2点 最大4項目】</p>	<p>② 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況</p>	<p>「協力雇用主としての雇用実績の有無」 又は 「暴力団から離脱した者の雇用状況の有無」</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす場合=0.5点</p> <p>① 協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用したことがあり、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</p> <p>② 協賛企業として、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（暴追センター）に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労支援を行った暴力団離脱者を雇用したことがあり、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</p>

②③ 児童養護施設等の新卒者の雇用状況

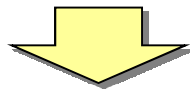
評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
【★ 上限2点 最大4項目】 市の施策への協力	②③ 児童養護施設等の新卒者の雇用状況	児童養護施設等の新卒者雇用の有無	前年度の4月1日以降に北九州市内の児童養護施設等の新卒者を1人以上正規雇用し、競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合 =0.5点



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
【★ 上限2点 最大4項目】 市の施策への協力	②③ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	児童養護施設等の卒業者雇用の有無	前年度の4月1日以降に北九州市内の児童養護施設等の卒業者を1人以上正規雇用し、競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合 =0.5点

②⑥ その他北九州市の施策への協力

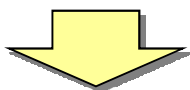
評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
【★ 上限2点 最大4項目】 市の施策への協力	②⑥ その他北九州市の施策への協力  (この項目の評価については試行とし、 <u>毎年度見直しを行う</u> )	「北九州市自治会活動 応援事業者表彰の有無」  又は 「北九州市健康づくり活動表彰に対する応募の有無」	① 本市と契約を締結する事業所が、北九州市自治会活動応援事業者表彰をされている場合=0.5点  ② 上記の要件を満たしておらず、本市と契約を締結する事業所が、北九州市健康づくり活動表彰事業に応募している場合=0.1点



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
【★ 上限2点 最大4項目】 市の施策への協力	②⑥ その他北九州市の施策への協力  (この項目の評価については試行とし、 <u>毎年度見直しを行う</u> )	「北九州市自治会活動 応援事業者表彰の有無」  又は 「北九州市健康づくり活動表彰に対する応募の有無」	① 本市と契約を締結する事業所が、北九州市自治会活動応援事業者表彰をされている場合=0.5点  ② 上記の要件を満たしておらず、本市と契約を締結する事業所が、北九州市健康づくり活動表彰事業に応募している場合=0.1点  <b>※評価は、2023年度（令和5年度）末まで実施</b>

⑳ 総合評価落札方式の受注件数

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
その他	⑳ 総合評価落札方式の受注件数	北九州市発注の総合評価落札方式による受注の有無	当該年度に総合評価落札方式による受注が無い場合 =1点



評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
その他	⑳ 総合評価落札方式の受注件数	北九州市発注の総合評価落札方式による受注の有無	当該年度に総合評価落札方式による落札件数(※)が 0件の場合=2点 1件の場合=1点

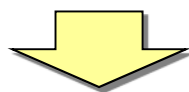
※ 契約日が年度を跨ぐ場合、落札は開札日時点の年度とする。

⑳ 減点項目（指名停止等による減点）

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準
その他	⑳ 減点項目（指名停止等による減点）	北九州市から「指名停止」、「文書警告」の措置を受けた場合に減点	本工事の公告日に次の期間が係る場合に減点 ① 指名停止期間に「指名停止期間と同期間」を加えた期間が係る場合 = 1点減点 ② 文書警告の警告日から2か月の期間が係る場合 = 0.5点減点 （※1の「対象事例」参照）

※1 減点項目（指名停止等による減点）

期 間		公告日	
指名停止	事例1	減点対象 (1点減点)	指名停止 1ヶ月 指名停止と同期間 1ヶ月
	事例2	減点対象外 ※ 公告日以降の指名停止は対象外	指名停止 2ヶ月 指名停止と同期間 2ヶ月
文書警告	事例3	減点対象 (0.5点減点)	文書警告日から 2ヶ月 
	事例4	減点対象外 ※ 公告日以降の文書警告は対象外	文書警告日から 2ヶ月 





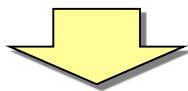
※1 対象事例（指名停止等による減点）

期 間		公告日	
指名停止	事例 1	<b>減点対象</b> (1点減点)	指名停止 1 ヶ月 指名停止と同期間 1 ヶ月
	事例 2	<b>減点対象外</b> ※ 公告日以降の指名停止は対象外	指名停止 2 ヶ月 指名停止と同期間 2 ヶ月
文書警告	事例 3	<b>減点対象</b> (0.5点減点)	文書警告日から 2 ヶ月
	事例 4	<b>減点対象外</b> ※ 公告日以降の文書警告は対象外	文書警告日から 2 ヶ月

## 7 技術資料の作成と提出

### 【作成時の留意点】

- ① 工事ごとに設定される「評価項目」と「配点」、「評価基準」「評価対象」「添付資料」等については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- ② 技術資料は、必ず指定された様式を使用してください。  
※ 工事ごとにダウンロードした様式に必要な事項を電子入力し、データを入力した様式を印刷して技術資料に綴じてください。
- ③ 添付資料の不備により評価対象の要件が確認出来ない場合や、留意点に記載している事項を遵守していない場合は、評価の対象外となることがあるので十分注意してください。
- ④ 技術監理局技術支援課発行の「技術資料の得点」を添付することで、該当する項目で必要とされる添付資料を省略することができます。  
※ 「技術資料の得点」は、当該年度初めて提出された工事の開札日から2週間を目途に送付します。有効期限が切れた項目については、改めて資料を添付してください。（こちらから期限切れの連絡はしません）

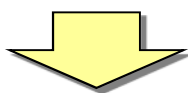


### 【作成時の留意点】

- ① 工事ごとに設定される「評価項目」と「配点」、「評価基準」「評価対象」「添付資料」等については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- ② 技術資料は、必ず指定された様式を使用してください。  
※ 工事ごとにダウンロードした様式に必要な事項を電子入力し、データを入力した様式を印刷して技術資料に綴じてください。
- ③ 添付資料の不備により評価対象の要件が確認出来ない場合や、留意点に記載している事項を遵守していない場合は、評価の対象外となることがあるので十分注意してください。
- ④ 技術監理局技術支援課発行の「技術資料の得点」を添付することで、該当する項目で必要とされる添付資料を省略することができます。  
※ 「技術資料の得点」は、当該年度初めて提出された工事の開札日から2週間を目途に送付します。有効期限が切れた項目については、改めて**該当する部分**の資料を添付してください。（こちらから期限切れの連絡はしません）

### 【提出時の留意点】

- ① 「提出期間」や「提出方法」については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- ② 技術資料の提出は、所定の提出期間内に技術監理局技術部技術支援課まで持参してください。  
郵送又は電送によるものは受け付けません。
- ③ 技術資料の受付時には、技術資料の提出枚数の確認のみ行います。記入漏れや資料の添付漏れについての確認は行いません。
- ④ 技術資料提出後は、撤回、差替え、訂正等は認めませんので、記入漏れ等がないよう、よく確認して提出して下さい。
- ⑤ 提出期間内に技術資料を提出しなかった場合は、入札無効となります。



### 【提出時の留意点】

- ① 「提出期間」や「提出方法」については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- ② 技術資料の提出は、所定の提出期間内に技術監理局技術部技術支援課まで持参又は郵送してください。  
郵送は簡易書留等配達状況が確認できる方法で、提出期間内に到着するようお送りください。なお、郵送分は最終日午後4時30分以降に開封します。(書類を持参した場合には開封しません)
- ③ 技術資料の持参受付時には、技術資料の提出枚数の確認のみ行います。記入漏れや資料の添付漏れについての確認は行いません。
- ④ 技術資料提出後は、撤回、差替え、訂正等は認めませんので、記入漏れ等がないよう、よく確認して提出して下さい。
- ⑤ 提出期間を過ぎて技術資料を提出(到着)した場合は、入札無効となります。

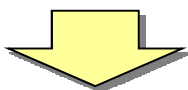
## 12 技術提案の履行確認

### (2) 評価内容の不履行について

【不履行等の内容による減点】

減点となる事例		減点
① 若手技術者・女性技術者の不履行	離脱した場合（※）	-5
	専任でないことが判明した場合	-5
	CORINS（コリンズ）に未登録の場合	-5
② 配置技術者（主任技術者、監理技術者）の不履行	変更や途中交代を行った場合（※）	-10
③ 技術提案（評価内容）の不履行	監督員が口頭で改善指示を行った後、評価内容が履行された	なし
	監督員が文書で改善指示を行った後、評価内容が履行された	-5
	検査員による完成検査において、評価内容の不履行が認められた	-10
	事故発生時に評価内容の不履行が認められた	-10
④ 虚偽の申請	虚偽の申請を行ったことが判明した場合	-10

※ 真にやむを得ない場合（例：病気、死亡、自己都合退職等きわめて特殊な事情による変更や交代。災害等又はその他特別な事情がある場合）等はこの限りではない。この場合、証明書（例：医師の診断書）を提出し、受注者と発注者の協議により決定するものとする。



【不履行等の内容による減点】

	減点となる事例	減点
① 若手技術者・女性技術者の不履行	離脱した場合（※1）	-5
	専任でないことが判明した場合	-5
	CORINS（コリンズ）に未登録の場合	-5
② 配置技術者の不履行 （監理技術者・主任技術者）	変更や途中交代を行った場合（※1）	-10
	真にやむを得ない理由で、変更や途中交代を行った場合（※2）	（※2）の 計算式
③ 技術提案（評価内容） の不履行	監督員が口頭で改善指示を行った後、評価内容が履行された	なし
	監督員が文書で改善指示を行った後、評価内容が履行された	-5
	検査員による完成検査において、評価内容の不履行が認められた	-10
	事故発生時に評価内容の不履行が認められた	-10
④ 虚偽の申請	虚偽の申請を行ったことが判明した場合	-10

※1 真にやむを得ない場合（例：傷病、死亡、自己都合退職等きわめて特殊な事情による変更や交代。災害等又はその他特別な事情がある場合）等はこの限りではない。この場合、証明書（例：医師の診断書）を提出し、受注者と発注者の協議により決定するものとする。

※2 技術評価点において同等以上の者を配置できない場合

減点値=A-B（少数点以下第2位を四捨五入）

A：落札時に評価した技術者の技術評価点（評価項目⑧⑨）

B：後任の技術者の技術評価点（評価項目⑧⑨）